

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第1771700117号)

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合(契約終了について)	9
7. 残置物引取人	11
8. 苦情の受付について	11

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 石川県社会福祉事業団 |
| (2) 法人所在地 | 石川県金沢市八田町東912番地 |
| (3) 電話番号 | (076)257-2240 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 清水 克弥 |
| (5) 設立年月日 | 昭和44年4月1日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
石川県1771700117号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設などをご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 石川県鳳寿荘
- (4) 施設の所在地 石川県鳳珠郡能登町字藤波井字48番地2
- (5) 電話番号 (0768)62-1241
- (6) 施設長代理兼事務長(管理者)名 川尻 彰史
- (7) 当施設の運営方針 日常生活を支える基本的な援助を重視すると共に、利用者の人権・主体性を尊重し、1人ひとりのニーズにあった、個性豊かな処遇を行うために、創意と工夫を行っています。そして細やかな観察と家族を含めた協力体制で、健康管理に万全を期しながら、心身機能の維持に努めると共に、重度者のよりよい生活環境をたかめます。
- (8) 当施設の処遇方針 感謝・親切・健康
- (9) 開設年月 昭和51年4月1日
- (10) 入所定員 100名

3. 居室の概要

(1) 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。

(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

(※各施設における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	8室	※従来型個室
2人部屋	6室	多床室
4人部屋	20室	多床室
計	34室	
食堂	1室	
機能訓練室	2室	[主な設置機器] 平行棒・サイクルマシン機・ステップ台)
浴室	2室 1室	男子浴室・女子浴室(大浴場、個浴) 機械浴・特殊浴槽(チェアーインバス)
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2)利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設設備介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をいただきます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています(併設する短期入所施設 石川県鳳寿荘を含む)

<主な職員の配置状況>※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	備 考
1. 施設長(管理者)	1名	養護・デイサービスの管理者を兼ねる。 (管理上支障がない場合、同一敷地内他の職務に従事することが出来ます。)
2. 事務員	必要数	1名はデイサービスを兼ねる。
3. 介護職員*	34名以上	1名は介護支援専門員を兼ねる。
4. 生活相談員	2名	
5. 看護職員	3名以上	6名は養護を兼ねる。
6. 機能訓練指導員	1名以上	
7. 介護支援専門員	2名以上	1名は介護職員を兼ねる。
8. 医師	1名	
9. 栄養士	1名以上	

* 1日平均110人の場合

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週(火、金)曜日12:40 ~14:20
2. 介護・看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	朝: 7:00~ 8:30 12人
	日中: 8:30~17:15 13人
	夕: 17:15~19:00 11人
3. 介護職員(看護職員・嘱託医) (夜勤帯 16:45~19:00、7:00~8:45までの換算数含む)	夜間: 19:00~ 7:00 5人+ (夜勤帯換算数) (2人)
4. 機能訓練指導員	ケアプランに沿って実施 1人

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の金額をご契約者に負担していただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第3条参照) *

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供いたします。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ご契約者、ご家族の希望、要望、身体、精神状況に応じ居室、談話コーナーをご利用いただけます。

(食事時間)

朝食： 7:30～8:30 昼食： 12:00～13:00 夕食： 18:00～19:00

おやつ：10:00～10:30 14:00～15:00

②入浴

- ・入浴または清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの:上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者:施設長

○出納方法:手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・毎食後口腔ケアを行います。
- ・主なレクリエーション行事予定

ご契約者の希望により、レクリエーション活動に参加していただくことができます。

	行事とその内容	備考
4月	桜見(花見、会食)	
5月	端午の節句、創立記念日ミニ運動会	
6月	菖蒲湯	
7月	七夕のつどい	
8月	納涼盆踊り大会、物故者法要	家族会と共催
9月	敬老の日行事(演芸会)	家族会と共催
10月	おおとり祭(文化祭)	
11月	ゲーゴル大会	
12月	クリスマス、餅つき	
1月	福笑い、左義帳	
2月	節分、ボール入れ大会	
3月	ひなまつり、輪投げ大会	

・わいわいクラブ活動

塗り絵、習字、絵合せ、音楽、折り紙、朗読

(2) サービス利用料金(1日あたり(契約書第6条参照))

①介護給付によるサービス

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

なお、居住費及び食費は別途計算し、併せて支払いさせていただきます。

(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります)。

②その他の介護給付サービス加算

	加算	加算条件
I	初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算
J	入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊の場合6日を限度として加算。 1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は最大で連続13泊(12日分)まで加算。(但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)
K	経口移行加算	経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。 (180日を限度)
	経口維持加算	誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成及び特別な管理を行う場合。(180日を限度)
L	療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
M	サービス提供体制強	入所者のうち要介護4～5の割合70%以上。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の

	化	入所者が60%以上。介護福祉士の割合が6割以上。
N	個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する「常勤」の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していること。
O	看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置している。
P	看取り介護加算	医師が終末期にあると判断した入所者について加算(45日を限度)
Q	退所前後訪問相談援助加算	家族、利用者に対して退所後30日以内又は入所者の退所に先立って訪問して相談援助を行った場合
R	退所時相談援助加算	入所者が退所し、居宅においてサービスを利用する場合に利用者、家族に対し相談援助を行った場合
S	夜勤職員配置加算 I	夜勤(夜勤帯)を行う介護職員、看護職員の数が定められた基準に1人以上配置されている
T	サービス提供体制強化加算(I)	介護福祉士が介護人員総計の80%以上の人数がいること。または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上いること。
U	介護職員等処遇改善加算(I)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が定める基準を満たし、都道府県知事に届け出た事業所 介護職員処遇改善加算(I)～(III)を取得している。 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っている。 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている。
V	安全対策体制加算	安全対策に係る外部における研修を受けていること。
W	自立支援促進加算	利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止。
X	生産性向上推進体制加算II	業務の効率化と介護サービスの質の向上に向けた取組を行っている。

※ LIFE関係加算は、別紙参照

ア 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

イ 居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、ご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当たり)のご負担となります。

③料金表

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる

事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

☆ その他介護給付サービス加算

	加算	介護給付額	自己負担額1割	自己負担額2割	自己負担額3割
I	初期加算	1日 300円	1日 30円	1日 60円	1日 90円
J	入院・外泊時加算	1日 2460円	1日 246円	1日 492円	1日 738円
K	経口移行加算	1日 280円	1日 28円	1日 56円	1日 84円
	経口維持加算	I 1日 4000円 II 1日 1000円	I 1日 400円 II 1日 100円	I 1日 800円 II 1日 200円	I 1日 1200円 II 1日 300円
L	療養食加算 (1日につき3回を限度)	1回 60円	1回 6円	1回 12円	1回 18円
M	サービス提供体制強化	1日 180円	1日 18円	1日 36円	1日 54円
N	個別機能訓練加算	1日 120円	1日 12円	1日 24円	1日 36円
O	看護体制加算	1日 40円	1日 4円	1日 8円	1日 12円
P	看取り介護加算 死亡日(基準日)				
	以前31日以上～45日以下	1日 720円	1日 72円	1日 144円	1日 216円
	4日以上～30日以下	1日 1440円	1日 144円	1日 288円	1日 432円
	前日及び前々日	1日 6800円	1日 680円	1日 1360円	1日 2040円
	死亡日当日	1日 12800円	1日 1280円	1日 2560円	1日 3840円
Q	退所前後訪問相談援助加算	1回 4600円	1回 460円	1回 920円	1回 1380円
R	退所時相談援助加算	1回 4000円	1回 400円	1回 800円	1回 1200円
S	夜勤職員配置加算 I	1日 130円	1日 13円	1日 26円	1日 39円
T	サービス提供体制強化加算(I)	1日 220円	1日 22円	1日 44円	1日 66円
U	介護職員等処遇改善加算(I)ロ	介護サービス費に上記加算 IからT、VからXの利用日数分に176/1000を乗じた額。1単位(=1円)未満四捨五入			
V	安全対策体制加算	入所時に1人つき1回を限度として20単位を算定			
W	自立支援促進加算	1ヵ月に280単位を算定			
X	生産性向上推進体制加算II	1ヵ月に10単位を算定			

☆旧措置者は、軽減措置により、自己負担が割合に応じて変わります。

注1 日常生活継続支援加算、看護体制加算、栄養マネジメント加算は基本報酬部分に記載してあります。

☆ その他の介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

	月額(30日)	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定書に記載されている額			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事提供に 要する費用	48,000円	1日	1日	1日	1日	1日
		1,600円	300円	390円	680円	1,420円

食費内訳

	通常(4段階) 1日1,600円		
食事提供に 要する費用	朝 370円	昼 680円	夕 550円

※2段階 …朝食のみ355円、左記以外600円

3段階①…朝食のみ355円、昼食のみ650円、夕食のみ540円
(上記以外1,030円)

3段階②…朝食のみ355円、昼食のみ650円、夕食のみ540円
(上記以外1,360円)

② 居住(滞在)に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費)1日当たりの利用料(居住費))

居住(滞在)に 要する費用	月額(30日)	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定書に記載されている額			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室 (2, 3, 4, 入室)	27, 450円	1日	1日	1日	1日	1日
		915円	0円	430円	430円	530円
従来型個室	36, 930円	1日	1日	1日	1日	1日
		1, 231円	380円	480円	880円	980円

☆ 多床室自己負担合計額 (1日当たり:円)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1、利用者のサービス利用料金	5, 890円	6, 590円	7, 320円	8, 020円	8, 710円
2、サービス利用に係る自己負担 1割負担	589円	659円	732円	802円	871円
3、サービス利用に係る自己負担 2割負担	1, 178円	1, 318円	1, 464円	1, 604円	1, 742円
4、サービス利用に係る自己負担 3割負担	1, 767円	1, 977円	2, 196円	2, 406円	2, 613円
5、日常生活継続支援加算	36円 (1割負担) 72円 (2割負担) 108円(3割負担)				
6、個別機能訓練加算	12円 (1割負担) 24円 (2割負担) 36円(3割負担)				
7、看護体制加算	4円 (1割負担) 8円 (2割負担) 12円(3割負担)				
8、夜勤職員配置加算 I	13円 (1割負担) 26円 (2割負担) 39円(3割負担)				
9、サービス提供体制強化加算 (I)	22円 (1割負担) 44円 (2割負担) 66円(3割負担)				
10、介護職員等処遇改善加算 (I)ロ	2から9、11から13の利用日数分に、176/1000を乗じた額1単位(=1円)未満四捨五入				
11、自立支援促進加算	1か月に280単位を算定				
12、生産性向上推進体制加算 II	1か月に10単位を算定				
13、その他 経口維持加算	I 400円 II 100円 (1割負担) I 800円 II 200円 (2割負担) I 1200円 II 300円 (3割負担)				
看取り介護加算	※①72円 ②144円 ③680円 ④1280円 (1割) ※①144円 ②288円 ③1360円 ④2560円 (2割) ※①216円 ②432円 ③2040円 ④3840円 (3割)				
14、食事に係る負担額:					
被保険第1段階	300 円				
被保険第2段階	390 円				
被保険第3段階①	680 円				
被保険第3段階②	1, 420 円				
被保険第4段階	1, 600 円				
15、居住に係る自己負担:					
被保険第1段階	0 円				
被保険第2段階	430 円				
被保険第3段階①	430 円				
被保険第3段階②	530 円				
被保険第4段階	915 円				
16、自己負担合計額 (2+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15)	円				

※①死亡日以前30日以上45日以下の場合1日につき72円、②死亡日以前4日以上30日以下の場合1日につき144円、
③死亡日の前日及び前々日の場合1日につき680円、④死亡日の場合1日につき1280円

※食事代

2段階 … 朝食のみ355円、左記以外600円

3段階① … 朝食のみ355円、昼食のみ650円、夕食のみ540円（左記以外1,030円）

3段階② … 朝食のみ355円、昼食のみ650円、夕食のみ540円（左記以外1,360円）

☆ 従来型個室自己負担合計額

(1日当たり:円)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1、利用者のサービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2、サービス利用に係る自己負担 1割負担	589円	659円	732円	802円	871円
3、サービス利用に係る自己負担 2割負担	1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円
4、サービス利用に係る自己負担 3割負担	1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円
5、日常生活継続支援加算	18円 (1割負担) 36円 (2割負担) 54円(3割負担)				
6、個別機能訓練加算	12円 (1割負担) 24円 (2割負担) 36円(3割負担)				
7、看護体制加算	4円 (1割負担) 8円 (2割負担) 12円(3割負担)				
8、夜勤職員配置加算 I	13円 (1割負担) 26円 (2割負担) 39円(3割負担)				
9、サービス提供体制強化加算(I)イ	22円 (1割負担) 44円 (2割負担) 66円(3割負担)				
10、介護職員等処遇改善加算(I)ロ	2から9、11から13の利用日数分に、176/1000を乗じた額1単位(=1円)未満四捨五入				
11、自立支援促進加算	1ヵ月に280単位を算定				
12、生産性向上推進体制加算 II	1ヵ月に10単位算定				
13、その他 経口維持加算	I 400円 II 100円 (1割負担) I 800円 II 200円 (2割負担) I 1200円 II 300円 (3割負担)				
看取り介護加算	※①72円 ②144円 ③680円 ④1280円 (1割) ※①144円 ②288円 ③1360円 ④2560円 (2割) ※①216円 ②432円 ③2040円 ④3840円 (3割)				
14、食事に係る負担額:					
被保険第1段階	300 円				
被保険第2段階	390 円				
被保険第3段階①	680 円				
被保険第3段階②	1,420 円				
被保険第4段階	1,600 円				
15、居住に係る自己負担:					
被保険第1段階	380 円				
被保険第2段階	480 円				
被保険第3段階①	880 円				
被保険第3段階②	980 円				
被保険第4段階	1,231 円				
16、自己負担合計額 (2+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15)	円				

※①死亡日以前30日以上45日以下の場合、②死亡日以前4日以上30日以下の場合、

③死亡日の前日及び前々日の場合、④死亡日の場合

※食事代

2段階 … 朝食のみ355円、左記以外600円

3段階① … 朝食のみ355円、昼食のみ650円、夕食のみ540円（左記以外1,030円）

3段階② … 朝食のみ355円、昼食のみ650円、夕食のみ540円（左記以外1,360円）

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月10日頃にご請求しますので請求月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。なお、金融機関の口座から自動引き落としの手数料は、所定の料金をご負担していただきます。)

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記の指定口座への振り込み(インターネットバンキング 可)

1 北国銀行 宇出津支店 普通預金 124938
2 興能信用金庫 本支店 普通預金 8070048

口座名義

しゃかいふくしほうじんいしかわけんしゃかいふくしじぎょうだん
社会福祉法人石川県社会福祉事業団
いしかわけんほうじゅそうすいとういん いわもと けいこ
石川県鳳寿荘出納員 岩本 経子

ウ. ^{きんゆうきかんこうざ}金融機関口座から^{じどう}自動引き落とし

ご利用できる金融機関 北国銀行本支店・興能信用金庫本支店

※振込手数料、引落手数料はご負担下さい。

※利用料金を2か月分滞納した段階で、内容証明による督促手続きを開始します。

(4) 入所者の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます(但し、下記医療機関での優先的な治療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	公立宇出津総合病院
所在地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津夕字97番地

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	岡本歯科医院
住所地	石川県鳳珠郡能登町字崎山2-42

③嘱託医師

医療機関の名称	はしもとクリニック
医師名	橋本 琢生

※ご家族様で、経費(医療費、調剤代等)を支払う場合は、滞納しないようにしてください。滞納が施設に報告された段階で、支払の依頼をします。

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

(契約書第14条参照)

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②要介護度が1もしくは2に変更になった場合(特例入居の要件に該当しなかった場合)
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの退所の申し出(中途解約、契約解除) (契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前(※最大7日)までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービス(食事代、居住費)の利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用などを傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除) (契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者などの生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保険施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第19条参照)

当施設に入院中に、医療機関への入院の必要が生じた場合は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円

②7日以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院時に予定されていた退院よりも早く退院された場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設される短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第18条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7.残置物引取人(契約者第21条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第21条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者

[職氏名] 施設長代理兼事務長 川尻 彰史

第三者委員 元 福祉施設職員 東浜 智子
元 福祉施設職員 橋本 定子

○苦情受付窓口(担当者)

[職氏名] 生活相談員 眞智 早苗

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:15

○祝日・年末年始を除きます。

また、「苦情受付ボックス」を正面玄関入り口に設置しています。
電話ボックス横に青色の「ご意見箱」を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

能登町健康福祉課	所 存 地 石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字50番地1 電話番号・(0768)62-8516 FAX(0768)62-8506 受付時間 月曜日～金曜日の8:30～17:15 祝日・年始年末を除きます。
国民健康保険団体連合会	所 存 地 石川県金沢市幸町12番1号 電話番号・(076)231-1110 FAX(076)231-1601 受付時間 月曜日～金曜日の8:30～17:15 祝日・年始年末を除きます。
石川県社会福祉協議会	所 存 地 石川県金沢市本多町3丁目1番10号 電話番号・(076)234-2556 FAX(076)222-8900 受付時間 月曜日～金曜日の8:30～17:15 祝日・年始年末を除きます。

9.提供する第三者評価の実施状況について

当該施設で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行います。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	平成 19年 12月 21日
第三者評価機関名	社会福祉法人石川県社会福祉協議会
評価結果の開示状況	開示した

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 3, 272.5㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年3月1日指定 石川県第1771700117号 定員10名

[通所介護] 平成12年2月1日指定 石川県第1771700323号 定員30名

[居宅介護支援事業] 平成12年2月1日指定 石川県第1771700323号

(4) 施設環境*

前面に日本海を望み、遠く立山連峰を仰ぐ景勝の四明ヶ丘大地に建ち、周囲は緑に囲まれ、町からの喧騒を離れたゆとりのある生活環境です。

2. 職員の配置状況

介 護 職 員

… ご利用者の日常生活上の介護並びに健康管理のため相談・助言等を行います。

生 活 相 談 員

… ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看 護 職 員

… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助も行います。

機能訓練指導員

… ご利用者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員

… ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。生活相談員及び介護職員が兼ねる場合もあります。

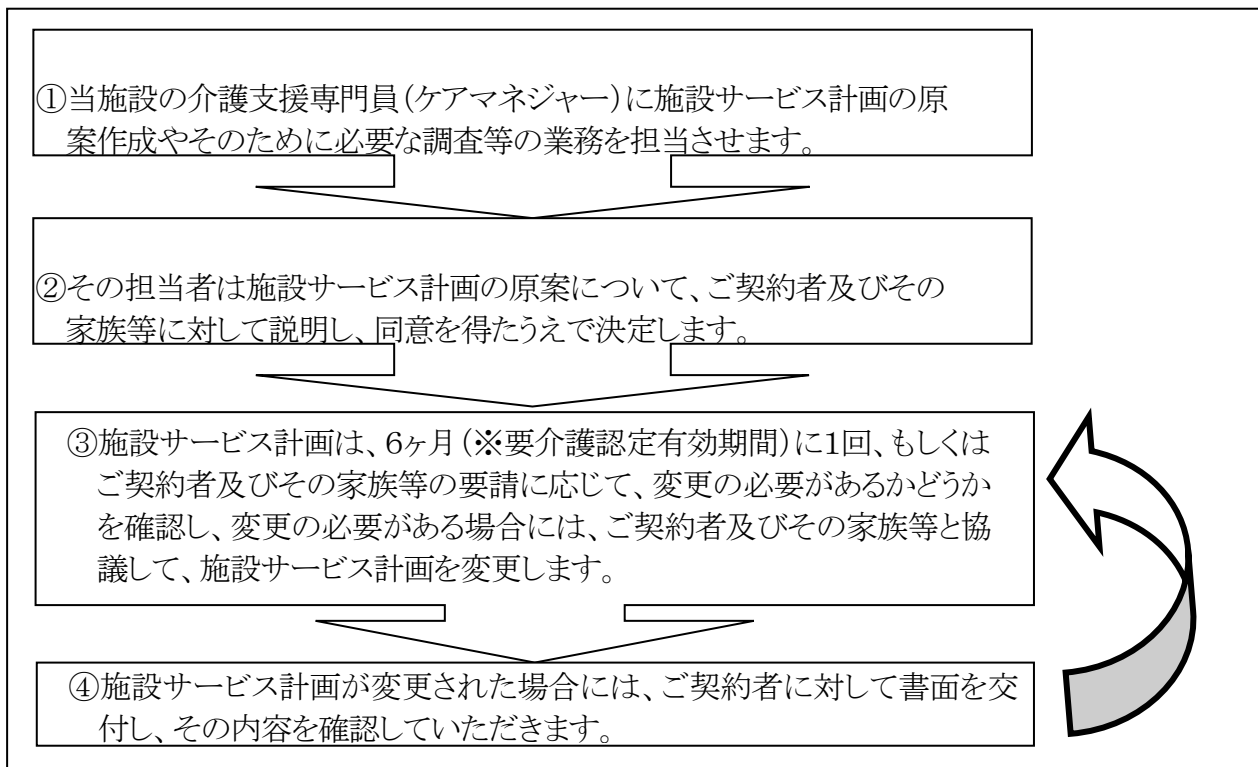
医 師

… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導をおこないます。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います(契約書第2条参照)。



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護度認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスにおいて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

日常生活品、内履き、外履き、着替え

(2) 面会

面会時間 7:00～21:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、なまもの(刺身)等の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊(契約書第22条参照)

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」が減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、人権侵害、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 非常災害対応

非常災害対応については、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画及び、風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行います。また、消防法第8条に規定する防火管理者を置き万全を期しています。

災害時等における応援に必要な情報の共有として、利用者様の情報を応援施設に提供させていただきます場合があります。

7. 事故発生時の緊急対応

利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

※日常生活上の介護サービス提供にあたっては、全力で事故防止に努めていますが、不可抗力のケースがある場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

8. 損害賠償について(契約書第11条、第12条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

【 加入保険 】

損害保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険会社
保険種類	介護社会福祉施設・賠償特約

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項を交付し、説明をしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 石川県鳳寿荘

説明者職名 生活相談員 氏 名 眞智 早苗 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 印

続柄 (利用者との関係)

利用者氏名 印

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項を交付し、説明をしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 石川県鳳寿荘

説明者職名 生活相談員 氏 名 眞智 早苗 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 印

続柄（利用者との関係）

利用者氏名 印